

神割崎キャンプ場 キャンプ場利用料の減免に関して

2025年4月1日より施行

以下に該当する個人または団体は、当該各号に定める割合に応じて、
キャンプ場利用料金を減額し、又は免除することができます。

ただし、②から⑮までに規定する減免は、一の年度（4月1日から翌年3月31日
までの期間）における利用は同一利用者で2回までに限りませのでご注意ください

※減免を利用する際はキャンプ場管理棟にて減免申請書の記入が必要となります。
その上で、指定管理者の許可が下りた場合（減免決定）は減免となります。

- ① 町の機関が利用する場合 **10割**
- ② 社会福祉事業を行う町内の施設が利用する場合 **10割**
- ③ 社会福祉事業を行う町外の施設が利用する場合 **5割**
- ④ **町内**の介護保険施設が利用する場合 **10割**
- ⑤ **町外**の介護保険施設が利用する場合 **5割**
- ⑥ **町内に住民票を置く**身体障害者及びその介護者が利用する場合 **10割**
※介護者についての減免は障害等級が1級又は2級である身体障害者1人につき1人に限る
- ⑦ **町外に住民票を置く**身体障害者及びその介護者が利用する場合 **5割**
※介護者についての減免は障害等級が1級又は2級である身体障害者1人につき1人に限る
- ⑧ **町内に住民票を置く**知的障害者及びその介護者が利用する場合 **10割**
※介護者についての減免は知的障害者であると判定された者に対して交付される手帳を有する知的障害者1人につき1人に限る
- ⑨ **町外に住民票を置く**知的障害者及びその介護者が利用する場合 **5割**
※介護者についての減免は知的障害者であると判定された者に対して交付される手帳を有する知的障害者1人につき1人に限る
- ⑩ **町内に住民票を置く**精神障害者及びその介護者が利用する場合 **10割**
※介護者についての減免は障害等級が1級又は2級である精神障害者1人につき1人に限る
- ⑪ **町外に住民票を置く**精神障害者及びその介護者が利用する場合 **5割**
※介護者についての減免は障害等級が1級又は2級である精神障害者1人につき1人に限る
- ⑫ **町内**の保育所、幼稚園又は認定こども園が利用する場合 **10割**
- ⑬ **町内**のスポーツ少年団が利用する場合 **10割**
- ⑭ **町内**の高等学校が利用する場合 **5割**
- ⑮ **町の機関**が共催又は後援した事業において利用する場合 **5割**
- ⑯ 前各号に掲げる場合のほか、特別の事由があると認める場合
※**町長の承認を得て指定管理者が定める割合**